

○中空知衛生施設組合一般廃棄物の処理に関する条例

平成14年 8月30日
条 例 第 1 号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき中空知衛生施設組合（以下「組合」という。）が行う一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。）の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構成市町 中空知衛生施設組合同規約（昭和44年7月1日地方第1185号指令）第2条に規定する滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町及び雨竜町をいう。
- (2) 処理施設 第16条のごみ処理施設をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(組合の責務)

第3条 組合は、一般廃棄物の処理に当たっては、法に定める処理基準を順守し生活環境の保全上支障が生じないよう適正な処理に努めなければならない。

2 組合は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。

3 組合は、処理施設において、資源リサイクルを推進するとともに、その啓発に努めなければならない。

(搬入者の責務)

第4条 処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、事前に一般廃棄物の減量及び分別に努めるほか、一般廃棄物の適正な処理に関する組合の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画に基づく処理)

第5条 組合は、法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 組合は、一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、構成市町の定める一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

3 組合は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の適正処理を行うものとする。

4 一般廃棄物処理計画のうち、処理施設が受入れを行う一般廃棄物の種類及び区分等の基準（以下「受入基準」という。）は、規則で定める。

(組合が処分を行う一般廃棄物)

第6条 組合は、前条第4項に定める受入基準を満たす一般廃棄物について処分を行う。

(一般廃棄物を搬入できる者)

第7条 処理施設に一般廃棄物（芦別市、芦別市の委託により一般廃棄物の収集及び運搬を行う者、芦別市の長により法第7条第12項の一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた者及び芦別市

において排出した一般廃棄物を自ら処理施設に搬入しようとする者であって、芦別市に居住し、又は所在地を有するものにあつては生ごみに限る。以下この項において同じ。)を搬入することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 構成市町
- (2) 構成市町の委託により一般廃棄物の収集及び運搬を行う者
- (3) 構成市町の長により法第7条第12項の一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた者
- (4) 構成市町において排出した一般廃棄物を自ら処理施設に搬入しようとする者であつて、構成市町に居住し、又は所在地を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者のほか、国又は構成市町以外の地方公共団体から一般廃棄物の搬入の申出(芦別市からの生ごみ以外の搬入の申出を含む。)があつた場合において特に組合長が認めるときは、当該一般廃棄物を搬入することができる。

(搬入できない一般廃棄物)

第8条 処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、次に掲げる一般廃棄物を搬入してはならない。

- (1) 第5条第4項の規定による受入基準に適合しないもの
- (2) 特別管理一般廃棄物のほか、有害性、爆発性、引火性その他危険性のある物
- (3) 法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもの

2 組合長は、処理施設に前項の規定により搬入してはならないこととされている一般廃棄物を搬入しようとする者に対し、分別、減量等に関し必要な事項を指示することができる。

3 組合長は、前項の者が同項の規定による指示に従わないときは、一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第9条 第6条の規定により組合が一般廃棄物の処分をする場合で、別表に掲げる手数料を徴収する事務を行うとき(第7条第1項第2号に掲げる者が搬入した一般廃棄物の処理を行うときを除く。)は、その搬入をしようとする者から同表に定める手数料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により処理施設に一般廃棄物を搬入した者に係る手数料の額は、その都度組合長が定める。

(一般廃棄物処分業の申請及び許可)

第10条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業(埋立処分(芦別市にあつては生ごみ以外の一般廃棄物に係る埋立処分以外の処分を含む。))に係るものを除く。以下この条において同じ。)の許可を受けようとする者、同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者若しくは法第7条の2第1項の規定により事業の範囲を変更しようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより組合長に申請しなければならない。

2 組合長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、許可をしなければならない。

(一般廃棄物処分業の許可申請手数料)

第11条 前条第1項の規定による申請をする者は、申請の際、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 | 1件につき 5,000円 |
| (2) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 | 1件につき 5,000円 |

- (3) 一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料 1件につき 5,000円
 - (4) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 1,000円
- (手数料の不還付)

第12条 既に納付した第9条第1項又は前条の手数料は、還付しない。ただし、組合長が特に認めるときは、同項の手数料を還付することができる。

(手数料の徴収方法)

第13条 第9条第1項の手数料の徴収方法は、規則で定める。

(手数料の減免)

第14条 天災その他特別な事情があると組合長が認めるときは、第9条第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により第9条第1項の手数料の減額又は免除を受けようとする者は、組合長に申請しなければならない。

(過料)

第15条 詐欺その他不正の行為により、第9条第1項又は第11条の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(設置)

第16条 一般廃棄物を適正に処理するため、ごみ処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第17条 ごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
中空知衛生施設組合リサイクルクリーン	滝川市東滝川760番地1
中空知衛生施設組合動物用小型焼却施設	赤平市西豊里町315番地

(施設)

第18条 中空知衛生施設組合リサイクルクリーンの施設は、次のとおりとする。

- (1) 高速メタン発酵処理施設
- (2) 中継施設
- (3) リサイクルプラザ

(一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第19条 法第21条第3項の規定による条例で定める組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の

処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると組合長が認める者
（規則への委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第18条の規定（高速メタン発酵処理施設に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成15年11月28日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月28日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月25日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表に規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物について適用し、同日前に搬入された廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月4日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条第1項関係）

一般廃棄物処理手数料

手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の額
ごみ処理手数料 (家庭系廃棄物)	生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみの処理	10キログラムにつき120円
ごみ処理手数料 (事業系廃棄物)		
ごみ処理手数料 (小動物の死体)	小動物の死体の処理	1キログラムにつき120円

備考

- 1 手数料の算定に当たって処理量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。
- 2 生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみ並びに小動物の死体の分類については、組合長が別に定める。